

公益社団法人 全日本不動産協会 会員の皆様 へ

お 知 ら せ

令和7年1月10日

愛知県司法書士会 東三河支部

支部長 稲地龍太郎



寒さ厳しき季節、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。また平素より司法書士業務に対してひとかたならぬご理解とご協力を賜りまして、ありがとうございます。

さて、常日頃より貴団体に所属している会員の皆様からは、当支部の司法書士に対して不動産の売買などの機会に不動産登記手続きの見積り依頼などをいただいておりますが、その見積作成の為に我々司法書士が職権で取得できている登記手続き用の固定資産評価通知書制度が、今般、廃止されることとなりました。市町村（豊橋市・田原市・豊川市・蒲郡市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村）により時期は前後しますが、概ね令和7年の後半から令和8年1月までには順次廃止される予定と説明を受けています。

つきましては、今後は売買などの見積りの依頼を頂戴する際には固定資産評価額の分かる書面（固定資産課税明細や公租公課証明書など）をご準備いただくか、若しくは不動産の所有者の方からの委任状を取り付けていただけますようお願いいたしたく存じます。もし、ご準備が叶わない場合には、早急な見積作成には対応できないこともありますのでご了承ください。

また、同じく相続登記に関する見積り依頼の場合においては、非課税不動産の調査などの必要がありますので、別途の所有者の方の委任状のご手配をお願いすることもあります。

今後も健全で活発な不動産取引を維持できるように我々司法書士も高い専門知識を習得し滞りのない業務執行に勤しんで、皆様とそのお客様のお力になれるように励んで参ります。これからもより良い関係を築きたいと考えておりますので、何卒、ご協力願います。